

「i・card」ご活用の手引

当協会では、協会が運営する高齢者大学等の学生が利用料の割引を受けられるよう、別紙に記載する県内の文化施設等と協定（覚書）を締結しました。

このたび、それらの割引を受けるために提示する協定施設利用証（名称：i・card）をこの活用の手引とともに配付しますので、この手引きを熟読の上、i・cardを十分にご活用ください。

【高齢者大学】

- ① 兵庫県いなみ野学園
- ② ひょうごラジオカレッジ
(兵庫県高齢者放送大学)
- ③ 兵庫県阪神シニアカレッジ

1 i・cardが利用できる県内の施設

別紙の施設で利用料の割引が受けられます。

割引額については、別紙に記載のとおり団体割引の料金を適用する施設が大半ですが、割引される催事の種類や具体的な金額、適用を受ける利用者の範囲等は施設によって異なりますので、ご注意ください。

2 ご利用の準備

(1) i・cardの配付を受けられましたら、裏面の記載をご確認ください。

【注意】

- ◆「大学名等」の欄にあなたが在籍している高齢者大学等の名称又は略称が記載されていますか。
- ◆「有効期限」の欄に指定の期日が記載されていますか。

(2) あなたのお名前をご記入ください。

【注意】

- ◆「氏名」の欄は空欄になっています。必ずあなたのお名前をフルネームでご記入ください。記入の無いi・cardは無効です。

3 ご利用方法

(1) i・cardをご提示の上、入館料等のお支払いをしてください。ご提示がない場合は割引が受けられません。

また、お支払い後ご提示になっても、割引返金が受けられないことがありますので、必ず事前にご提示ください。

(2) 文化施設等によっては、あなただけが割引が受けられるものと、同伴の方も割引が受けられるものがあります。

割引の条件を別紙の施設一覧であらかじめ

ご確認ください。

【注意】

- ◆ 確認を怠って、無用な品格に欠ける苦情を行うことなどは絶対にお控えください。

高齢者大学等の品位を著しく傷つけるような行為が報告された場合、あなたに不利益な処分がなされることがあります。

4 再交付・返却

- (1) 紛失などの場合は再交付を受けられます。
- (2) 中途退学や休学した場合は、速やかに返却してください。